

令和2年度(2020年度)第5回函館市障がい者計画策定推進委員会 会議録要旨

- 日 時 令和2年(2020年)12月11日(金) 午後6時～午後7時
- 場 所 函館市役所8階 大会議室
- 出席委員(12名)
大山委員, 加藤委員, 河村委員, 川村委員, 近藤委員, 佐藤委員, 島委員, 相馬委員, 永澤委員, 野澤委員, 廣畑委員, 松田委員
- 事務局職員
障がい保健福祉課 加藤課長, 岡本主査, 板谷主査, 阿部主事

○ 会議内容

1 開会(午後6時)

2 協議事項

(1) 第6期函館市障がい福祉計画(たたき台)の協議(継続)について

【岡本主査】

(「資料1-1 第6期函館市障がい福祉計画(たたき台)の修正点について」および「資料1-2 第6期函館市障がい福祉計画(令和3年度～令和5年度)(たたき台)」に基づき説明)

【佐藤会長】

5回目の会議ということで、今までいろいろなことを議論してまいりました。そして、今回の議論が最後の議論になるということを前回の委員会でも確認させていただきましたので、最終的な意見ということで、皆様に出していただければと思います。

御意見・御質問等ございますでしょうか。

【松田委員】

資料1-1の14ページの変更内容で「販売者の拡大」とあるのですが、表現としておかしいのではないかな、要らないのではないのかなと思います。「販売所の複数設置」については良いと思います。「販売者の拡大」ということは、事業所を拡大するということでしょうか。

【岡本主査】

あくまでも授産製品を取り扱う販売者を拡大するということで、販路を拡大するという意味合いで「販売者の拡大」という表現にいたしました。

【廣畑委員】

「販売者の拡大」というよりは「販売者の増員」ということでしょうか。

【岡本主査】

はい。そういう意味です。

【廣畑委員】

そうであれば、「販売者の増員」というように変えてはどうでしょうか。

【佐藤会長】

販売する事業所を増やしていくということですか。今、福祉の店で販売している事業所もあるけれど、そうでないところもある。そうでないところは、新たな販売店を作って、販売する事業所を増やしていく。そうやって、販売者を増員すると。

それならば、「販売者の増員」の方が分かりやすくて良いのではないのでしょうか。

【岡本主査】

分かりました。

【佐藤会長】

前は多くの質問、意見を出していただいて、時間切れで終わってしまいましたが、その意見等は大体盛り込まれていると解釈してよろしいでしょうか。

特になければ、次の議題に進んでよろしいでしょうか。では、事務局から説明をお願いします。

(2) 第2次函館市障がい者基本計画に係る施策の進捗状況等（後期推進指針）について

【岡本主査】

（「資料2 第2次函館市障がい者基本計画後期推進指針(たたき台)」に基づき説明）

【佐藤会長】

資料2について説明いただきました。障がい者基本計画は、10か年計画ですが、ちょうど今年度で5年経過するということになりますので、来年度からの5か年の指針ということになります。

皆様から、御意見・御質問等ございますでしょうか。

【廣畑委員】

大きく分けると、2点になります。

1点目は、資料2の1ページ目のⅢの2のところ、これは前回の委員会の最後のところで問題提起させていただいたところと関連すると思うのですが、「行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが」とあって、こ

これは表記の仕方としてまずいのではないかと思います。例えば、「障がいのある市民、障がいのない市民、その他ボランティア…」あるいは「障がいのある人、その他市民、ボランティア…」といったような表記にしなければ、障がいのある人が仲間外れになっていると思うので、いずれかの記述に変えていただきたいなと思います。これが1点目の意見です。

2点目は、いろいろなところに散らばっている表現についてなのですが、例えば、3ページの上から2番目「障がい者虐待防止対策支援事業」の指針のところの最後のところに「周知に努める」という表現があるのですが、これは「周知を図る」という表現に改めて、「努める」という「努力をします」というような表現ではなく、「する」という表現に切り替えていただきたいなと思います。

こういったものが結構ありまして、10ページ「③成年後見制度利用支援事業」の指針にも「向上に努める」とありまして、これは「向上を図る」という表現にしたり、あと、14ページ（ア）の2番目「日中活動の場の確保」の指針でも「サービスの提供に努める」ではなく「サービスの提供を図る」、15ページ（イ）「市営住宅の整備」についても「やさしい団地となるよう努める」ではなく「やさしい団地となるように進めていく」というような表現にするのがよろしいかと思います。続いて、20ページ（ア）の上から2番目「定期予防接種」のところも「接種率の向上に努める」ではなく、「接種率の向上を図る」に。

少し性質が違いますが、25ページの一番上の段「障がい児・者リハビリテーション支援体制の整備」の指針のところ、「運営のあり方を検討することとしている」として、これは「検討する」で良いはずですが、指針なので、「こととしている」という表現は要らないと思います。

あと、31ページの上から2番目「ウイークエンド・サークル活動推進事業」の指針に「予定」とあるのですが、これは要らないということと、読点が抜けているので付け加えてください。

次が33ページ「市職員の採用」の指針についても「障がい者の計画的な採用に努める」ではなく、「障がい者の計画的な採用を行う」とすべきです。あと、45ページの「福祉のまちづくり施設整備費補助金制度」の「周知に努める」を「周知を図る」、「身体障害者補助犬の啓発・広報」の「普及・啓発に努める」ではなく「普及・啓発を行う」という表現に、47ページ「ノンステップバスの導入」の指針の最後「継続して取り組む予定である」は「継続して取り組む」で良いのかなと思います。それから、同じページの下から3番目「輸送サービス改善事業」には「超低床車両を導入する予定である」とあるのですが「導入する」で良いのではないかと思います。

最後に、49ページ「防犯情報の提供」の「必要な情報の提供に努める」は、「必要な情報の提供を図る」という表現にすべきだと思います。

ちょっと時間をいただいて説明させていただいたのですが、「努める」という表現を「図る」とか「行う」といった表現に切り替えていただくと良いのかなということ、指針というところの表現としてちょっと修正していただくと良いのかなということで、私からの意見は以上です。

【佐藤会長】

はい、ありがとうございます。「図る」という表現が結構あったのですが、「図る」と「努める」とで文言が違う理由というのは、何かあるのでしょうか。

【岡本主査】

保健福祉部だけではなく、広く他部局にもわたりますので、他部局にも意見を求めまして、意見として出てきたものを反映しているという作り方をしております。

【佐藤会長】

できたら廣畑委員がおっしゃったような「努める」という表現よりも「行う」とか「図る」といった表現の方が良いのかなと思います。

超低床電車のところで「導入する」と言い切るところまで踏み込むとは思ってもよらなかったのですが、超低床電車を増車していくという計画はありますので、そういうことを踏まえると「努める」よりも「やります」と言い切った方が、むしろ良いのかなと思います。

当委員会としては、そのように文言を修正した方が良いと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

【大山委員】

「図る」という表現もありますから、統一した方が良いのかなと思います。「努める」という表現よりも「図る」の方が説得力があるように思われます。

【佐藤会長】

表現を改めることによって都合が悪いとかありますでしょうか。

【岡本主査】

先ほど申し上げましたように他部局の事業もございますので、他部局に確認の上、文言の修正ということを検討させていただきたいと思います。

【佐藤会長】

10か年計画の当初は「努める」という表現は結構あったのだと思います。それから、前期が終わり、後期に向けてということであれば、きちんと「図る」というような表現の方が良いのではないかと思います。それは事務局で確認して、他の部局の表現を勝手に変えるというのは難しいでしょうから、その点はきちんとお話していただければ良いのかなと思います。廣畑委員、そういうことでよろしいでしょうか。

【廣畑委員】

委員会でこういう意見が出たから修正を前向きに検討してくださいと伝えて調整していただければと思います。

【佐藤会長】

はい。他にありますでしょうか。では、島委員どうぞ。

【島委員】

全体を通してなのですが、課題と指針が「なし」のところ結構あると思うのですが、これは追記されていくものなのでしょうか。

【岡本主査】

現時点で空欄のところにつきましては、「特になし」という回答を受けた結果です。「特になし。」というところと空欄のところがありますが、これはどちらも「ない」ということを表しています。

【島委員】

そうであれば、課題を分析するというのが、この委員会の存在意義でもありますので、「課題がない」ということはベースとしてないのではないかなと思いますので、是非、課題をしっかりと分析、抽出していただいて、それに対する指針というものを施策に反映するというようなシステムがあってしかるべきかなと思っております。

【佐藤会長】

これも、それぞれの部局から出していただいている課題とか指針ですから、文言の確認をしていただくということになるのですが、どうでしょうか。

【岡本主査】

はい。そのとおりです。ただ、他部局のものについては、回答を受けてのものですから、改めて空欄を埋めてもらうというのは難しいのかなと思います。

【島委員】

一つ踏み込んで言いますが、全体を見渡して、部局で分けてみたところ、障がい保健福祉課が所管の事業の空欄が多いような印象を受けたのですが、例えば、同行援護のヘルパーの派遣のところ。この課題が空欄になっているのですが、課題は山積みです。そういうところも謙虚に分析をして、明文化していくことが大事だなと思います。

【加藤課長】

はい。島委員から御指摘がありましたように、自分たちの障がい福祉サービスのところの課題が全然入っていないということについて、私も同感であります。今日の会議には分析がなかなか間に合わなくて、その点が抜けているということについて、反省いたしまして、早急に手を入れてまいりたいと思いますので、今日のところは御容赦ください。

【島委員】

御理解いただければと思います。

【加藤課長】

次の委員会で、もう一度、この後期推進指針を皆様にお見せする機会がございますので、その時には、障がい保健福祉課が関わっているサービスや事業については、私どもで課題を抽出して付記してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【佐藤会長】

ありがとうございます。

課題がないというのは、一般的に見れば、おかしいということになりますので、よろしくお願ひします。

他にございませんか。なければ、事務局からその他のところでお話いただきたいと思ひます。

【岡本主査】

次回の委員会は、1月20日（水）を予定してございます。場所が、こちらの大会議室が使えなくて、亀田交流プラザの大会議室で開催予定です。御案内を送付する際には、地図なども添えて分かりやすくしたいと思っております。

会議は、次で最後の会議となっておりますが、1月の中旬に政策会議がございまして、これは函館市としての最終的な計画の素案の確定も含めたものです。そちらに諮った上で、1月20日、皆様に計画の最終案として、お示しする予定です。

その後、2月の初めにはパブリックコメントを実施いたしまして、2月中にパブリックコメントをまとめ、議会の報告などもございますが、3月には計画の本決定を行うということになっております。今後の流れは、以上のようになっておりますので、よろしく願いいたします。

【佐藤会長】

はい。分かりました。これからの予定についてお話いただきましたけれど、1月20日には、いろいろ修正はあると思いますが、ある程度の確定版と言えるものが出てくると思います。

最後の会議が、この本庁舎でないことは少し寂しく思いますが、今、コロナの関係で大きな会議室しか使えないということがありまして、大きな会議室は多くある訳ではないですから、他との調整がなかなか上手くいかないということで、亀田交流プラザを使うということになりました。

私もオープン前に一度、島委員と一緒に見に行っただけですけど、その後、一度も行っていないので、ある意味、楽しみなところもあります。会場が近くなって良かったという人もいれば、遠くなった人もいると思うんですね。また、午後6時からということで、よろしく願いしたいと思います。加藤委員には、少し辛い時間設定だと思えますが、よろしく願いいたします。

次回は部長がお見えになるんですね。それでは、部長に御挨拶をお願いしたいと思うのですが、私から、早いですけど、お礼を申し上げたいと思います。

この資料を見ていると、函館市内では、難病も含めた障がいのある人たちというのは、20,810名いるんですね。難病を入れないで、18,000人くらいというふうにならざる私も言ってきた、なかなか見掛けることは少ないけれど、いっぱいいるんだよという話をよくしてきました。2万人を超える障がいをもった人がいるということについては、我々がきちんとした障がい者支援を心掛けていく必要があると思っております。そういった意味では、計画の実効性を高めるためにどうしたら良いのかということ、事務局だけではなく、我々もいろいろな形で、知恵を出しながら進めていく必要があると思っているんですね。

こういう計画を字面でずっと見ていくと、そうだよなと思うことはたくさんあるんですけど、それが実行されるのかということは、これから大きな課題になるのだと思います。

私たち、障がい者団体では、「共生社会」という言葉をずっと使ってきています。障がいがある人もない人も、共に、その地域で安心して暮らせるという社会づくりをしていこうということを言うんですね。

最近、ロシア極東連邦総合大学の先生からお話を聞く機会がありまして、旧約聖書の中に、肉食動物と草食動物、これらが一緒にいるということは考えられないのです

が、それらが一緒にいるという一節があるんですね。他にも、毒蛇と幼子と一緒にいるといったような。要するに、強者と弱者と一緒に生活できるような社会づくりをしていかなければならないということが、旧約聖書の中に書いてあるとお話していました。障がいの分野においても、このことは大きく示唆するものがあるのかなと改めて思いました。私は当事者ですから、障がいのある人が弱者だとか、支援を受けなければいけない人たちだとかいう話はしたくはないのだけれども、やはり、誰かの支援を受けられなければ生活できないということはたくさんある訳で、共に支え合い、共に生きていくということを念頭に入れる必要があるのかなと、今回の議論を重ねる中で、改めて思いました。そういったことで、委員の皆様には、お礼を申し上げたいと思っております。

最後は、1月20日ということになりましたので、正月を挟みますので、体調を崩さないように、今、Go to トラベルがトラブルになっているのかどうかということでもいろいろな議論があるようですけど、なるべく家から出ないようにということをお互いに言い合ってますが、本当にコロナについても、インフルエンザについても、それぞれ注意をしながら生活をしていきたいなと思っております。

事務局、これで終わってよろしいですか。

【大山委員】

すみません、最後に。資料1-2のことなのですが、43ページ「意思疎通支援事業」の「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の表のところ、前回、要約筆記でくくりにしないで、手書きとPCという2種類がありますので分けていただきたいとお願いしたところなのですが、今日この資料を見ますと、見事にきちんと分けていただいて、改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。これからも、このようにお願いします。

【佐藤会長】

それでは、今日の会議を終わります。御協力ありがとうございました。

また、1月20日に元気な顔を見せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。